

高齢者終身サポート事業預託金取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「高齢者終身サポート事業実施要綱」(以下、「要綱」という。)に基づき、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が、保証人に準じた支援等を行うにあたり、預託金の受領及び管理に関する事項を定める。

(預託金の種類)

第2条 預託金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 入院及び入所の身元保証にかかる費用
- (2) 成年後見申立て等にかかる費用
- (3) 死後事務にかかる費用
- (4) その他、利用者等と社協の協議のうえ、必要と認められる費用

(預託金の算出基準)

第3条 預託金は、本人の状況に応じて、次の各号を合算した金額とする。

- (1) 身元保証として、入院または入所にかかる費用の1ヶ月分に相当する額
- (2) 成年後見申立て等に必要な額
- (3) 葬儀への立ち合い、喪主代行、指定先への納骨、遺品整理時の立ち合い等、死後事務に必要な額。
- (4) その他、本人との協議のうえ、必要と認められる費用について相当する額。

(預託金の受領)

第4条 預託金は、本事業契約の条件として受領する。本事業契約又は施設入所契約の締結日から1週間以内に、社協が指定する金融機関に預け入れなければならない。

2 社協は、利用者に対して「預託金預かり書」の作成を行う。

3 預託金については、一切の利息は発生しないものとする。

(預託金の支出)

第5条 社協は、利用者が第2条第1項に係る費用を支払う際に、判断能力の低下等で支払いが困難になった場合には、預託金を取り崩し、必要な経費の支払いを行う。

2 その他、社協が預託金の支出を適当と判断した場合も同様とする。

(報告及び補充)

第6条 社協は、預託金の増減があった場合、その都度、利用者等または遺言執行者に通知する。

2 社協は、預託金の支出後も契約が継続する場合、利用者等に第3条第1項に定める算出基準額まで補充を求めるものとする。

3 利用者は、預託金の補充を請求されてから1週間以内に社協が指定する金融機関に預け入れなければならない。

(契約中の預託金の追加受領及び一部返還)

第7条 社協は、次の各号により預託金算出額の変更が生じた場合は、新たに預託金として追加受領または一部返還することができる。

- (1) 利用者が施設に入所した時
- (2) 利用者が入所中の施設から別の施設に転所した時
- (3) 利用者が施設から退所した時
- (4) 利用者の施設利用料が変更になった時
- (5) 利用者に生活保護等の公的な経済支援が必要となり、その利用の条件として預託金の全部または一部の返還が必要とされた時
- (6) 第3条第1項に定める預託金の算出基準が変更になった時
- (7) その他、社協が必要と認め、預託金の追加受領または一部返還を指示した時

2 前項により変更が生じた場合で、本人の判断能力が低下している時には、新たに預託金の追加受領または一部返還は行わず、適切な制度に結びつける。

3 第1項で生じた差額が5万円以内の場合は、預託金の追加受領や一部返還を省略することができる。

(解約時の預託金の返還)

第8条 社協は、要綱第14条により契約を終了した場合には預託金を清算し、利用者等もしくは遺言執行者に返還しなければならない。

2 社協は、利用者等から「預託金預かり書」の提出を受けたうえで、預託金を返還する。ただし、「預託金預かり書」の紛失等のやむを得ない事由がある場合には、所定の「預託金返還証明書」により返還することができる。

(振込手数料)

第9条 預託金の受領及び返還に関わる振込手数料は、利用者負担とする。ただし、社協の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(預託金分納の取り扱い)

第10条 原則として、預託金の分納は認めない。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。